賀正

冬号

令和７年１月１日発行

Vol.20

つかだ包括便り

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月1日に施行されました。
この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、他の人々と互いに支えあいながら暮らすことができる共生社会を実現することを目指しています。

〈基本理念〉
1. 本人の意向尊重
2. 国民の理解による共生社会の実現
3. 社会活動参加の機会確保
4. 切れ目ない保健医療・福祉サービスの提供
5. 本人・家族への支援
6. 予防・リハビリテーション等の研究開発推進
7. 関連分野の総合的な取り組み

新しい認知症観

認知症になってからも、一人一人が個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の理解を深めることが重要です。

①自分事、向き合う、備える
②わかること・できることがある
③認知症でも自分は自分、隠さずオープンに
④地域の一員として活躍できる
⑤明るい、楽しく、のびのび、希望がある

日本認知症本人ワーキンググループは、すべての人が希望を持ってともに暮らしやすい地域社会の実現のために「認知症とともに生きる希望宣言」を表明しました。

一般社団法人　日本認知症本人ワーキンググループ－JDWG
http://www.jdwg.org/statement/

地域ケア会議主体の講演会を開催します

令和6年度
塚田地区　地域ケア会議主体の講演会

ぜひご参加ください！

「生活ー病気ー医療」どう向かい合うのか ～在宅医療の視点から～

人は年齢を重ねるごとに心身の不調や病気を抱えていき、気が重く将来不安のある生活になっていくことも多いです。しかし、その状況の受け止め方、向かい合い方で穏やかに生活を送ることもできます。皆さんと一緒に考える機会になれば幸いです。

日時　令和7年2月26日(水)14時00分～15時30分
（受付：13：３０～）

講師　医療法人社団　萌生会
東武塚田クリニック
院長　林　直樹先生

日本内科学会認定医
日本心療内科学会専門医
日本アレルギー学会専門医
日本プライマリ・ケア連合学会指導医
認知症サポート医

場所　塚田公民館　講堂

お申込み　無料
下記までお電話ください
２月14日（金）締切

船橋市塚田地域包括支援センター
TEL：047-404-7221

保健医療と福祉の専門職がご相談に対応します！

イオンモール船橋　専門店街
従業員様に認知症についての講座を行いました！

令和7年には65歳以上の8人に1人が認知症。

気付かなかった！
ﾚｼﾞでの対応が
勉強になった！

高齢やご病気をお持ちのお客様に対しても、よりよい接客のため日々勉強されています。
困ったときは、従業員さんに声をかけて下さいね☆

塚田地域包括支援センター

〒273-0042
船橋市前貝塚町５３５－１０　ハイム　ルーエ
☎　047-404-7221
受付　月曜日～金曜日　午前９～午後５時
ホームページ www.tsukada-houkatsu.itakura.or.jp

塚田地域包括支援センターです。塚田地域包括支援センターです。